

申請書類チェックシート【共通】

☒	チェック内容
☐	市原市住宅用設備等脱炭素化促進補助金交付申請書（第1号様式） ※記載例をご確認ください。
☐	補助対象設備の概要（第2号様式）※記載例をご確認ください。 ※補助対象経費の項目ごとの金額と「経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し」に記載されている金額と整合している。
☐	補助対象設備の導入等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し ※リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し
☐	☐ 申請者と契約書等の申込者又は売買契約書の発注者が同一である。
☐	☐ 契約当事者名及び契約金額、金額の内訳が明記されている。
☐	☐ 収入印紙が貼られている。（非（不）課税文書を除く。）
☐	補助対象設備の導入に係る支払いを証する書類の写し（リース契約の場合を除く。）
☐	☐ 申請者と領収書の宛名が同一である。
☐	☐ 補助対象設備以外の工事費が含まれている場合、付記書きがある。
☐	☐ 収入印紙が貼られている。（非（不）課税文書を除く。）
☐	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（住民の合意形成のための資料を除く。） ・カタログ、HP画面等のコピー（型式、形状など仕様が確認できるもの。）
☐	補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。） ※太陽光発電システムは、個別チェックシートを参照してください。 ※窓の断熱改修にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも代替可能です。
☐	保証書又は出荷証明書
☐	☐ 設備の保証日又は出荷日が記載されている。
☐	☐ 販売店名が記載されている。
☐	☐ 設備の機種名が記載されている。
☐	☐ 購入者名（申請者名）及び住所が記載されているか、製造番号が記載されている。
☐	窓の性能を証明する書類の写し（出荷時にガラスに張られているシール等の写真でも可）
☐	☐ 製品名又は形式等が記載されている。
☐	☐ 記載内容が鮮明で確認できる。
☐	補助対象設備の設置図面（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料を除く。） ※窓の断熱改修の場合、窓を示した立面図・平面図 ※太陽光発電システムの場合、設置したモジュールの設置枚数が分かる図面

☐	補助対象設備の導入状況を確認できる現況写真	
	☐	補助対象設備の導入状況がわかる写真 ※太陽光発電システムの場合、設置したモジュールの枚数が確認できる写真 ※窓の断熱改修の場合、工事着工前と工事着工後の同じ角度から撮影した、改修した全ての窓の写真（※撮影方法については必ず注意事項を参照してください。） ※電気自動車等の場合、保管場所（車庫・駐車場）での「車の全体」および「車のナンバープレート」の写真
	☐	補助対象設備の型式、製造番号が確認できる。（太陽光発電システム、窓の断熱改修、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。）
	☐	写真は十分な明るさがあり、鮮明に写っている。
☐	住民票の写し（リース事業者、マンション管理組合及びマンション等の所有者を除く。） ※3か月以内に発行のもの。なお、申請者の同意により提出を省略できます。	
☐	市税を滞納していないことを証明する書類 ・完納証明書 ※1か月以内に発行のもの。なお、申請者の同意により提出を省略できます。	

●リース契約の場合

☒	チェック内容	
☐	補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）※記載例をご確認ください。 ※補助対象設備に関する貸与料金の算定根拠明細書とリース契約書が整合している。	
☐	リース契約	
	☐	リース期間は、財産処分制限期間より長い契約になっている、又はリース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっている。
☐	☐	リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元する契約となっている。

●法人（リース事業者やマンション管理組合）の場合

☒	チェック内容	
☐	登記事項証明書（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書） ※名称・住所等が申請者と整合している。また、リース事業者の場合、事業内容にリースが含まれている。	

●補助金交付請求書を併せて提出する場合

☒	チェック内容	
☐	補助金交付請求書（第5号様式）	
	☐	日付は未記入にしている。
	☐	住所、フリガナ、氏名、電話番号と振込口座等が漏れなく記入している。
	☐	申請者と口座名義人が同一である。（同一でない場合は、委任状がある。）

申請書類チェックシート【太陽光発電システム】

☒	チェック内容
☐	太陽光発電システムの設置工事に着工する前日までに、発電システムを設置する住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類の写し（下記のいずれか１つ） ・登記事項証明書（全部事項証明書） ・固定資産税納税通知書の写し等の建築年月日がわかるもの ・検査済証（検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付であること。） ・建築工事が完了し、足場が取れていることが確認できる<u>家屋の全景</u>と、太陽光発電設備の設置予定場所に設備が設置されていない状態が確認できる<u>屋根等の写真</u>（導入状況がわかる写真と同じ角度から撮影もの。）
☐	太陽光モジュールが未使用と分かるもの（下記のいずれか１つ） ・太陽光モジュールを含む出荷証明書又は保証書 ・メーカー発行の出荷検査成績書（検査日の記載があるもの） ・メーカー発行の出力対比表又はバーコードの写し
☐	パワーコンディショナーが未使用と分かるもの（下記のいずれか１つ） ・パワーコンディショナーを含む出荷証明書又は保証書 ・メーカー発行の検査成績書（検査日が記載されたもの） ・パワーコンディショナーの外装貼付のバーコード
☐	住宅用の低圧配電線と逆潮流ありで連系するものであることが確認できる書類の写し ・接続契約（または特定契約）のご案内の写し
☐	「エネルギー管理システム（ＨＥＭＳ）」、「定置用リチウムイオン蓄電システム」又は「電気自動車等及びＶ２Ｈ充放電設備」の導入状況が確認できる書類の写し
	ＨＥＭＳの場合
	☐ カタログ、ＨＰ画面等のコピー（型式、形状など仕様が確認できるもの。）
	☐ 保証書、出荷証明書及び出荷検査成績書の写し又は機器の設置写真（型式、製造番号等がわかるもの。）
	定置用リチウムイオン蓄電システムの場合
	☐ 保証書、出荷証明書又は出荷検査成績書の写し
	電気自動車等及びＶ２Ｈ充放電設備の場合
	☐ 自動車検査証の写し ※電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し
☐	☐ Ｖ２Ｈ充放電設備の保証書又は機器の設置写真（型式、製造番号等がわかるもの。）

申請書類チェックシート【定置用リチウムイオン蓄電システム】

☒	チェック内容
☐	住宅用太陽光発電設備が設置された住宅で稼働していることを証明する書類 (下記のいずれか1つ) ・ 直近の太陽光の売電明細の写し ・ 電力受給契約変更申込書（電力会社記入欄に記載のあるものに限る。）の写し ・ 接続契約（または特定契約）のご案内の写し（新設のみ） ・ 太陽光発電設備の保証書（保証期間内のものに限る。）の写し

申請書類チェックシート【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車】

☒	チェック内容
☐	住宅用太陽光発電設備が設置された住宅で稼働していることを証明する書類 (下記のいずれか1つ) ・直近の太陽光の売電明細の写し ・接続契約(または特定契約)のご案内の写し(新設のみ) ・太陽光発電設備の保証書(保証期間内のものに限る。)の写し
☐	電気自動車へ給電する設備(充電ケーブル等)の保証書の写し又は電気自動車へ給電する設備の設置状況および設置機器(型式)がわかる写真 ※機器のみでなく、導入されている場所がわかるように、導入場所周辺も含めて下さい。
☐	自動車検査証の写し ※電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し ※初度登録年月と登録年月日/交付年月日が同年同月であること

●V2H充放電設備を併設する場合の補助を受ける場合

☒	チェック内容
☐	V2H充放電設備が併設されていることが確認できる書類(下記のいずれか1つ) ・V2H充放電設備の保証書の写し ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器(型式、製造番号等)がわかる写真

申請書類チェックシート【V 2 H充放電設備】

☒	チェック内容
☐	住宅用太陽光発電設備が設置された住宅で稼働していることを証明する書類 (下記のいずれか1つ) ・直近の太陽光の売電明細の写し ・接続契約（または特定契約）のご案内の写し（新設のみ） ・太陽光発電設備の保証書（保証期間内のものに限る。）の写し
☐	自動車検査証の写し ※電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し

申請書類チェックシート【集合住宅用充電設備】

☒	チェック内容
☐	マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し（マンション等の所有者である場合は除く。）
☐	代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
☐	マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
☐	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
☐	一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し ※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合は、実績報告に係る申請の額の確定書類の写しを添付すること。

●住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受ける場合

☒	チェック内容
☐	マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板（概ね400mm×400mm）と周囲の景観が確認できる写真

申請書類チェックシート【住民の合意形成のための資料】

☒	チェック内容
☐	マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し
☐	代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し
☐	マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
☐	作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し
☐	マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の設置についての議論が行われたことが確認できる議事録等 ※充電設備設置の住民の合意形成の可否については、問いません。

申請書類チェックシート【窓の断熱改修】※マンション管理組合が申請する場合

☒	チェック内容	
☐	マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）	
☐	法人格をもたないマンション管理組合の場合	
	☐	マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し（マンション等の所有者である場合は除く。）
	☐	マンション管理組合の代表者の本人確認書類の写し（免許証、健康保険証、住民票等の写し）